

栃木市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表いたします。

平成31年2月6日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 茂 呂 健 市

1. 監査の実施日 平成31年1月25日

2. 監査の対象 上下水道局

企業経営課 水道建設課 下水道建設課

3. 監査の方法

平成30年12月末日までに執行された事務事業について、関係する帳簿類、証ひょう書類の提出を求め、その効率性と適法性等を照査、検討し、関係職員の説明を聴取して実施した。

4. 監査の結果

次のとおり

上下水道局

◎ 企業経営課、水道建設課及び下水道建設課

1. 事務組織及び職員

企業経営課には3係が置かれ、課長ほか17名でそれぞれ事務を分掌している。

水道建設課には4係が置かれ、課長ほか17名でそれぞれ事務を分掌している。

下水道建設課には5係が置かれ、課長ほか22名でそれぞれ事務を分掌している。

2. 事務事業の実施状況

(1) 企業経営課

経営係では、水道週間に関する業務、水道ビジョンの策定事務、流域下水道関連事務、下水道フェスティバル開催事業、職員の給与等支払事務等が行われた。

経理係では、予算・決算の調整事務、固定資産台帳の管理事務、審査事務、企業債の借入れ及び償還事務等が行われた。

料金係では、休栓・開栓業務、水道料金徴収事務、下水道使用料徴収事務、受益者負担金等事務、上下水道料金徴収業務委託事務、上下水道料金の滞納整理に関する業務等が行われた。

(2) 水道建設課

施設係では、原水及び浄水施設管理事業、配水及び給水施設管理事業（残塩測定及び停滞水防止メーター測定等）、上水道整備事業（施設改修）、水道設備更新事業、水道施設耐震化事業等が行われた。

建設管理第1係では、配水及び給水施設管理事業（漏水調査及び漏水修理等）、受託工事事業、寺尾地区簡易水道事業、上水道整備事業（配水管布設等）、管路耐震化事業等が行われた。

建設管理第2係では、配水及び給水施設管理事業（漏水調査及び漏水修理等）、受託工事事業、上水道整備事業（配水管布設等）、老朽管更新事業、管路耐震化事業、栃木市水道統合事業等が行われた。

給水係では、配水及び給水施設管理事業（量水器の更新等）、給水工事に関する業務、給水の普及に関する業務、指定給水装置工事業務等が行われた。

(3) 下水道建設課

管理係では、公共下水道事業全体計画及び事業計画見直し事務、

下水道事業の供用開始事務、下水道台帳調製事務等が行われた。

建設係では、公共下水道建設事業等が行われた。

雨水係では、公共下水道雨水渠整備事業、固定資産取得事業等が行われた。

保全係では、管渠施設管理事業、処理場施設管理事業、農業集落排水建設事業等が行われた。

排水設備係では、合併処理浄化槽設置補助事業、雨水貯留・浸透施設設置費補助事業、普及促進事業、排水設備関係事務等が行われた。

3. 予算の執行状況（水道事業会計）

（1）収益的収入及び支出

営業収益は、予算現額 2,517,125,000 円であり、うち給水収益は、予算現額 2,357,642,000 円に対し、収入済額 1,728,572,364 円で 73.32% の収入率である。受託工事収益は、予算現額 83,211,000 円に対し、収入済額 32,547,600 円で 39.11% の収入率である。その他の営業収益は、予算現額 76,272,000 円に対し、収入済額 2,833,301 円で 3.71% の収入率である。

営業外収益は、予算現額 230,269,000 円であり、うち受取利息及び配当金は、予算現額 905,000 円に対し、収入済額 1,020,396 円で 112.75% の収入率である。雑収益は、予算現額 1,778,000 円に対し、収入済額 799,479 円で 44.97% の収入率である。

特別利益は、予算現額 3,000 円に対し、収入はない。

営業費用は、予算現額 2,224,336,000 円に対し、支出負担行為額 1,383,385,927 円で 62.19% の執行率である。

その主なものは、原水及び浄水費における委託料、修繕費、動力費、薬品費。配水及び給水費における委託料、修繕費、動力費。受託工事費における請負費。総係費における委託料。減価償却費における固定資産減価償却費である。

営業外費用は、予算現額 253,902,000 円に対し、支出負担行為額 88,928,654 円で 35.02% の執行率である。

その内容は、企業債利息である。

特別損失は、予算現額 3,002,000 円に対し、支出負担行為額 1,415,120 円で 47.14% の執行率である。

その内容は、過年度損益修正損である。

予備費は、予算現額 10,000,000 円に対し、支出負担行為はない。

（2）資本的収入及び支出

資本的収入は、予算現額 352,183,000 円に対し、収入はない。

資本的支出は、予算現額 1,899,592,000 円に対し、支出負担行為額 1,423,359,768 円で執行率 74.93%の執行率である。

その主なものは、建設改良費における栃木市水道統合事業工事請負費、寺尾地区簡易水道事業工事請負費、上水道整備事業工事請負費、水道設備更新事業工事請負費、老朽管更新事業工事請負費、管路耐震化事業工事請負費。企業債償還金における元金償還金である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。

4. 予算の執行状況（下水道事業会計）

（1）収益的収入及び支出

営業収益は、予算現額 1,319,203,000 円であり、うち使用料は、予算現額 1,300,293,000 円に対し、収入済額 962,136,472 円で 73.99%の収入率である。受託工事収益は、予算現額 2,500,000 円に対し、収入済額 103,680 円で 4.15%の収入率である。その他の営業収益は、予算現額 2,521,000 円に対し、収入済額 1,891,000 円で 75.01%の収入率である。

営業外収益は、予算現額 3,108,248,000 円であり、うち他会計負担金は、予算現額 2,139,641,000 円に対し、収入済額 1,500,000,000 円で 70.11%の収入率である。雑収益は、予算現額 16,000 円に対し、収入済額 58,215 円で 363.84%の収入率である。

特別利益は、予算現額 2,000 円に対し、収入はない。

営業費用は、予算現額 3,137,931,000 円に対し、支出負担行為額 1,628,292,096 円で 51.89%の執行率である。

その主なものは、管渠費における委託料、修繕費。処理場費における光熱水費、委託料。流域下水道費における負担金。総係費における委託料。減価償却費における有形固定資産減価償却費、無形固定資産減価償却費である。

営業外費用は、予算現額 581,519,000 円に対し、支出負担行為額 268,513,555 円で 46.17%の執行率である。

その内容は、企業債利息である。

特別損失は、予算現額 13,363,000 円に対し、支出負担行為額 12,076,774 円で 90.37%の執行率である。

その内容は、その他特別損失である。

予備費は、予算現額 20,000,000 円に対し、支出負担行為はない。

（2）資本的収入及び支出

資本的収入は、予算現額 1,799,423,000 円であり、うち企業債は、予算現額 1,041,650,000 円に対し、収入済額 78,100,000 円で 7.50%の収入率である。下水道受益者負担金・分担金は、予算現額 55,319,000 円に対し、収入済額 83,161,880 円で 150.33%の収入率である。農集排受益者分担金は、予算現額 120,000 円に対し、収入済額 221,425 円で 184.52%の収入率である。

資本的支出は、予算現額 3,670,214,000 円に対し、支出負担行為額 2,400,545,158 円で執行率 65.41%の執行率である。

その主なものは、建設改良費における公共下水道建設事業委託及び工事請負費、雨水渠整備事業補償金。企業債償還金における元金償還金である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。

5. 予算の執行状況（一般会計）

一般会計の歳入は、予算現額 52,312,000 円に対し、収入はない。

一般会計の歳出は、予算現額 94,080,000 円に対し、支出負担行為額 63,848,320 円で 67.87%の執行率である。

その主なものは、専用住宅に対する合併処理浄化槽等設置補助金である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。